

負担割合が2割となる方には**配慮措置**があります

令和7年9月30日までは、1カ月の負担増加額を3,000円までに抑えます。(入院の医療費は対象外)

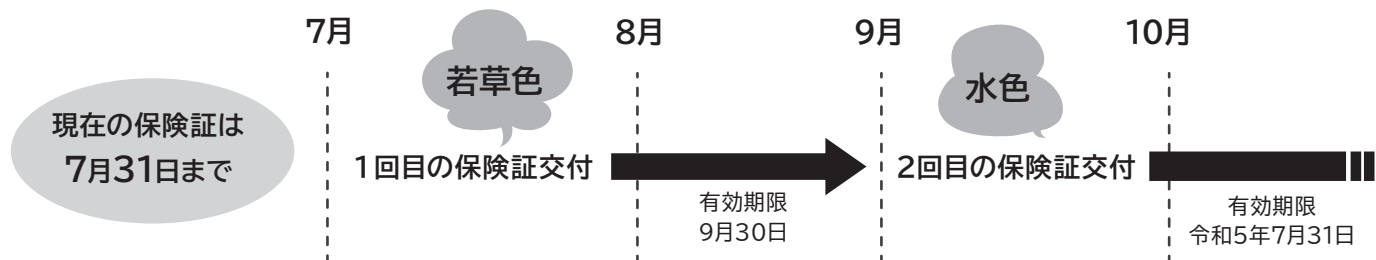
同一の医療機関での受診については上限額以上は支払いがなくなります。そうでない場合は3,000円を超えた分が払い戻しされます。払い戻しは事前に登録されている高額療養費の口座へ払い戻します。

口座が登録されていない方には**令和4年10月頃**に広域連合から申請書を郵送します

負担割合の見直しに関するお問い合わせ
高知県後期高齢者医療広域連合
☎088-821-4526
または市役所市民保険課へ

03 今年是被保険者証が2回交付されます


医療費の窓口負担割合が変更になる方がいるため、交付が2回となります。有効期限にご注意ください！



後期高齢者医療制度

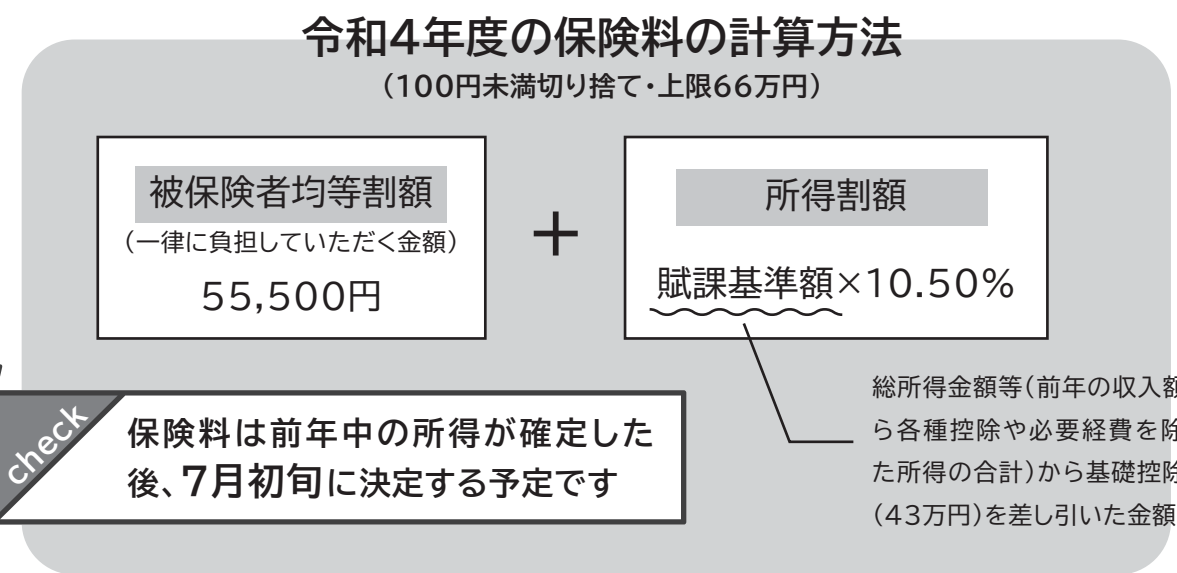
についてお知らせです

市民保険課 高齢者医療係 ☎57-8506



01 保険料率が改定されます

高知県の後期高齢者の医療費は毎年増加しているため、医療保険が負担する費用も増えています。基金を活用しながら将来にわたって安定した制度運営を行っていくために、令和4・5年度の保険料率を引き上げることとなりました。



02 一部の方は医療費の窓口負担割合が変わります

令和4年10月1日から、75歳以上の方等で一定以上の所得がある方は、3割の方を除き窓口負担割合が2割になります。負担割合は9月中旬に届く被保険者証でご確認ください。

